



〈みらいコンサルティンググループ〉

みらいコンサルティング株式会社
税理士法人みらいコンサルティング
社会保険労務士法人みらいコンサルティング
霞が関司法書士事務所

〒100-6004

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階

TEL : 81-3-3519-3970 (代)

FAX : 81-3-3519-3971

URL : <http://www.miraic.jp/>

第9回 非居住者が株を売却したときの課税

赤木さん：「こんにちは、みらい先生」

みらい先生：「久しぶりです、赤木さん。赤木さんは確かアメリカに駐在しているんですよね。生活には慣れましたか？」

赤木さん：「はい、今年で駐在3年目なので生活には別に困っていないんですが、実は、今日は相談したいことがあってお電話しました。年明けからのアメリカのサブプライムローン問題の影響で、数年前に私が日本で勤務していたときに買った株の値段が大幅に下がってしまって、大変なんです。今のところは、かろうじて買った時の値段よりは少しだけ上なんですけど、今後どうなるかわからないし、この際、全部処分してしまおうかと思っています。この場合、日本で課税されたり、確定申告とかいろいろ面倒なんでしょうか？」

みらい先生：「赤木さんは、今はアメリカに住所がありますよね？」

赤木さん：「はい、そうです。日本には住所もないし、私は独り身なので家もないんです」

みらい先生：「そうすると、赤木さんの場合は所得税法上の非居住者に該当するので、日本国内で生ずる所得のみ課税対象となります。ちなみに、国内で生ずる所得を、専門用語では国内源泉所得といいます」

赤木さん：「へー、そうなんですか」

みらい先生：「日本での株の売買は国内で生ずる所得といえますので、15%の税率により課税されるのが原則です」

赤木さん：「えー、じゃあ日本で納税しないといけないんですか？面倒くさいですね。」

みらい先生：「ところが日本とアメリカでは租税条約を結んでいるので、両国をまたがる問題については、日本の所得税法より、租税条約が優先されるんです」

赤木さん：「租税条約では、なんて書いてあるんですか？」

みらい先生：「日米租税条約では、アメリカの居住者が株式の売却により取得する収益については、

譲渡者が居住者とされるアメリカにおいてのみ課税され、日本においては課税されないという特例があるんです。つまり、アメリカに住んでいる赤木さんが日本の株を売った利益はアメリカで課税されるということです。もちろん全ての株の売買がこの特例にあてはまるわけではありませんが、赤木さんの場合だと、この特

例が使えらると思いますよ。ただし、日本に一時帰国したときに株を売ったりすると日本で課税対象となりますから、注意してくださいね」

赤木さん：「じゃあ、アメリカから証券会社に連絡して株を売れば、自動的に日本で納税する必要がないわけですね」

みらい先生：「いえいえ、租税条約の適用を受ける場合は手続きが必要です。例えば、提出書類も『租税条約に関する届出書』『居住者証明書』『特典条項条約届出書』などケースによって違いますし、手続きや期限、提出場所などいろいろと確認事項が多いので、くれぐれも慎重に進めてください」

赤木さん：「みらい先生、今日はいろいろとご教示くださりましてありがとうございました。検討してみたいと思います」

みらい先生：「日本に帰国された時には、ぜひ会いましょう」

赤木さん：「はい、おいしいカリフォルニアワインを買っておうかがいします。一緒に飲みましょう。それまでみらい先生もお元気で。では、さようなら」



急暴落した韓国の株価指数。
世界の株式市場は不安定な
値動きが続いている
(写真提供・新華社)